



ますます
便利に!

オンライン申請 ガイド book

自宅やオフィスのパソコンから申請できます

いつでも



夜間 休日 24時間

どこでも



自宅 オフィス 遠隔地

間違い防止



チェック機能 ヘルプ機能 申請データの再利用

コスト節約



時間短縮 手数料割安 1度に複数申請

オンライン申請なら

いろんな便利がいっぱい。

各種手続きがインターネットで、
いつでも、どこでも、安心・便利に行えます。

オンライン申請とは

従来書面によって行っていた申請・届出をインターネットを利用して行うことです。

オンライン申請により、行政機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスからインターネットでの申請・届出や証明書の取得が可能になります。

オンラインによる各府省の申請・届出等の手続きを一元的に行うことができます。

電子政府の総合窓口

e-Gov

電子政府の総合窓口
[e-Gov]のホームページ <http://www.e-gov.go.jp/>
(各府省のホームページからもアクセス可能です)

オンライン申請をますます便利に使いやすく

「新たなオンライン利用に関する計画」が策定(平成23年8月)され、オンライン申請をよりよいものにしていくために皆様の声を反映し、ますます便利に、使いやすいシステムに進化していきます。



手数料の値下げ等

手数料のかかる申請については、基本的に紙申請の半額になるように手数料体系を見直すよう検討します。また、電子申請を優遇する減税制度を設けています。



添付書類の省略

申請に必要な添付書類について、本人の自己保管や行政機関同士の連携による省略の推進を検討します。

オンライン申請のメリット

夜間、休日など
24時間いつでも手続OK!

(手続によっては、利用可能時間が異なる場合がございます。)



いつでも

どこでも



自宅やオフィス、
遠隔地からでもOK!

メリット



時間と
コストの節約

申請・届出の用紙の入手が不要で移動時間や待ち時間がなく、申請内容によっては複数の手続きをまとめて申請できます。また、手数料が安くなる手続もあるので事務処理時間、コストも節減!



記入ミスや
漏れの防止

入力チェック機能、オンラインヘルプ機能があるので記入漏れや記入誤り等のミスが防げます。また、前年度記載したものを翌年もそのまま使えるので、書き写しが不要になります。



オンライン申請システム



サポートの充実

オンライン申請に不慣れな方に対して、オンライン入力補助などの窓口代行サービスの充実を図ります。また、申請者の相談・サポート体制を整えます。

使い勝手の向上

オンライン申請を利用する際のパソコンの初期設定を簡素化するとともに、申請画面をより分かりやすくし、使い勝手の良いものにしていきます。



認証サービスをより便利なものに

公的個人認証サービスなどをより使いやすいものに改善していきます。また、政府全体で統一のガイドラインを策定し、セキュリティの確保につとめます。



事前準備をしましょう。

オンライン申請システムを利用するには、事前準備（電子証明書の取得とパソコンの環境設定）が必要です。

※手続によっては、電子証明書を必要としない場合もございます。（詳しくは各手続のホームページでご確認ください。）

主な電子証明書取得までの流れ

パソコンの環境設定

完了

公的個人認証

（利用者・個人）

準備 手続に必要なもの

必要書類の準備



運転免許証などの公的証明書や手数料が必要となります。市区町村によって必要書類が異なる場合がありますので、詳しくはお住まいの市区町村へお問い合わせください。

取得場所 住民票のある市区町村の窓口

住基カード及び公的個人認証サービスの電子証明書の取得



お住まいの市区町村窓口で住基カード及び公的個人認証サービスの電子証明書の発行手続を行います。

取得場所 家電量販店またはネット通販

ICカードリーダーライターのご用意



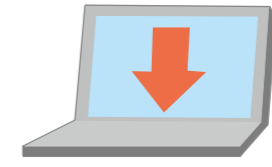
ICカードリーダーライターは、家電量販店やインターネットサイトで販売しています。詳細については公的個人認証サービス対応ICカードリーダー普及促進協議会のホームページをご覧ください。セットアップ方法については、ICカードリーダーの取扱説明書に従ってください。

<http://www.jpki-rw.jp/>

取得場所 公的認証サービスポータルサイト

パソコンのセットアップ 利用者クライアントソフトのダウンロード

<http://www.jpki.go.jp/>



ご利用のパソコン環境に合った利用者クライアントソフトをダウンロードしてください。利用者クライアントソフトとは、公的個人認証サービスを利用した行政手続等を行うときに住民基本台帳カードに記録された電子証明書を利用するためのソフトウェアです。

電子証明書とは — オンライン申請における印鑑証明書

電子証明書は、申請用データに電子署名を行うために必要となるものです。電子証明書には、利用者から行政機関等へインターネットを通じて送信される電子データが、利用者本人により作成されたことを行政機関等が確認するための情報が記録されています。書面による手続の際の印鑑証明書と印鑑に相当します。

左記の他に、申請先の各機関ごとに固有のソフトウェアが必要になる場合があります。

各オンライン申請システムを利用できるようになります。

商業登記に基づく電子証明書

（利用者・法人）

準備 手続に必要なもの

証明書発行申請ファイル等の準備

1. 専用ソフトウェアの準備
民間事業者が提供しているソフトウェアのほか、法務省ホームページから、専用ソフトウェア「商業登記電子認証ソフト」（法務省が無償で提供するもの）をダウンロードすることもできます。
2. 同ソフトウェアを利用して、電子証明書の取得に必要なもの
① 秘密鍵と公開鍵
② 証明書発行申請ファイル（CD-R又はFDに格納）を作成します。

専用ソフトウェアのインストール



秘密鍵 公開鍵

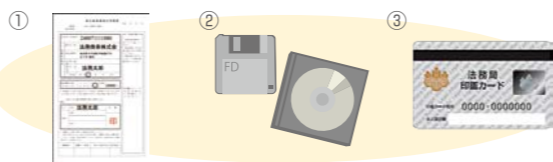
取得場所 管轄登記所の窓口

電子証明書発行確認票の取得

管轄登記所（法人の本店を管轄する法務局）に以下のものを提出又は提示します。

- ① 電子証明書発行申請書（提出）
- ② 証明書発行申請ファイル（提出）
- ③ 印鑑カード（提示）

※電子証明書の証明期間に応じて、手数料として収入印紙を申請書に貼って納付します。



管轄登記所から電子証明書発行確認票を受領します。

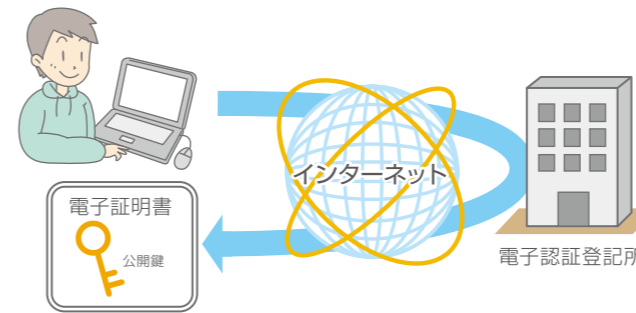
電子証明書発行確認票
・商号・本店
・資格・氏名
・シリアル番号

取得場所 電子認証登記所

電子証明書のダウンロード

専用ソフトウェアを利用して電子認証登記所から電子証明書をダウンロードします。

なお、その際は、①電子証明書のシリアル番号、②秘密鍵と公開鍵、③秘密鍵のパスワード等が必要となります。



商業登記に基づく電子認証制度における電子証明書は、会社の代表者についての電子証明書であり、商業登記法という法律に基づいて登記官が証明する公的な電子証明書です。

※詳しいご案内については、商業登記に基づく電子認証制度についてのホームページ（<http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/index.html>）をご覧ください。

申請はこちらから。

多くの方に利用されているオンライン申請システム。中でも、よく利用されている代表的なサイトをご紹介します。



登記・供託オンライン申請システム http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/



- 主な対象手続**
- 登記申請（不動産登記、商業・法人登記等）
 - 登記事項証明書等の交付請求（不動産登記、商業・法人登記等） etc

オンラインメリット

オンラインで申請等を行うと、手数料等が安くなる手続があります。
例) 不動産及び商業・法人登記事項証明書の請求の場合

窓口・郵送で請求	700円	オンラインで請求し、送付を受ける場合	570円
		オンラインで請求し、窓口交付を受ける場合	550円

※平成24年1月10日(火)から、本システムにおいて、供託、成年後見登記及び電子公証の3手続の取扱いを開始します。なお、同月6日(金)までの間は、引き続き法務省オンライン申請システム (http://shinsei.moj.go.jp/) をご利用ください。

輸出入・港湾関連情報処理システム http://www.nacccs.jp/



- 主な対象手続**
- 輸入(納税)申告、輸出申告
 - 貨物の積卸しについての書類の呈示 etc

オンラインメリット

処理時間が短縮できます。
一度の入力で、複数の機関に同時に申請が行えるので簡単!

国税 電子申告・納税システム (e-Tax) http://www.e-tax.nta.go.jp/



- 主な対象手続**
- 国税申告手続(所得税、法人税等)
 - 給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)
 - 国税納付手続(すべての国税) etc

オンラインメリット

- ◆ 還付申告の処理期間
窓口・郵送 6週間程度 ▶ オンライン 3週間程度
- ◆ 所得税の電子申告
・ 医療費の領収書
・ 給与所得の源泉徴収票 ▶ 省略できる

電子出願システム http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/index.html



- 主な対象手続**
- 産業財産権出願関連手続
(特許・実用新案・意匠・商標の出願手続及び登録料の納付手続 他) etc

オンラインメリット

紙申請の場合(一部を除く)に必要な電子化手数料が不要になります。
◆ 電子化手数料(1,200円+書面の枚数×700円)
窓口・郵送 1,900~円 ▶ オンライン 0円

社会保険・労働保険関係手続 http://www.e-gov.go.jp/



- 主な対象手続**
- 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届
 - 雇用保険被保険者資格取得届
 - 労働保険の年度更新 etc

オンラインメリット

- ◆ 会社で保有している人事・給与データを活用し、簡単にオンライン申請が可能。
- ◆ グループ申請機能を使って、重複入力することなくまとめて申請が可能。

※平成22年1月より、労働保険適用徴収関係手続についてもe-Govからご利用可能となっております。

自動車保有関係手続のワンストップサービス http://www.oss.mlit.go.jp/portal/



- 主な対象手続**
- 自動車の新車新規登録
(保管場所証明・自動車検査登録・自動車税申告等) etc

オンラインメリット

自動車を保有するために必要な多くの手続と税・手数料の納付を、一括して行うことを可能。

- 従来まで
- ① 地方行政窓口(印鑑証明・住民票の発行)
 - ② 警察署2回(車庫証明)
 - ③ 検査登録事務所(検査・登録・重量税納付)
 - ④ 地方税事務所
- これから
- 24時間一度に手続可能

初めての第一歩は
ここから！

電子政府の総合窓口

[イー・ガブ]
e-Gov



行政情報の総合的な検索・案内サービスサイト、それが「e-Gov」です。
各府省がホームページで提供している行政情報を有効に活用していただけるよう、様々な検索・案内サービスを提供しています。
これからも利用者の皆様の声を取り入れ、ますます便利に、使いやすく！変わっていきます。

e-Gov 電子申請システム

各府省の申請・届出などの行政手続をオンラインで、一元的に行える受付窓口です。



※平成23年10月現在

何か分からない
ことがあったら...

e-Govの使い方を案内

e-Govの使い方やe-Gov電子申請システムの操作方法についての電話・メール・FAXによるお問い合わせをお受けします。

よくあるお問い合わせ

e-Govの各種サービスについて、よく寄せられるお問い合わせとそれに対する回答を質疑応答形式でご案内しています。

e-Gov 電子申請システムで できること

状況照会・公文書の取得

提出した申請・届出の事務処理状況の確認や電子公文書のダウンロードを行うことができます。

各府省からのご案内

e-Govから申請・届出ができる府省からの最新のお知らせを掲載しています。

行政手続検索・案内

申請・届出を行いたい行政手続を所管府省やキーワードを指定して検索できます。

各府省の申請・届出

6府省(平成23年10月時点)の申請・届出等手続をe-Govで一元的に行うことができます。

一括申請

社会保険・労働保険関係の手続は、申請データのフォーマット公開などにより、企業等有するデータの活用による容易な申請を可能としています。

便利な使い方

パーソナライズを使うと、行政手続を毎回検索する手間を省けます。また、IDとパスワードだけで簡単に申請・届出状況を照会できます。

電子政府の総合窓口「e-Gov」のホームページ

<http://www.e-gov.go.jp/>